

益田市農業委員会 3 2 回 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和5年(2023)2月20日(月) 13:30~15:00
開催場所 EAGA 3階大ホール
2. 出席 農業委員(13名)
2番 大畑 美里 3番 須藤 寿人 4番 吉村 太 5番 大庭 清
6番 御神本康一 8番 佐原 晃子 9番 北條 義洋 10番 篠原 栄次
11番 谷本 大輔 13番 柳田 継男 14番 豊田 浩 15番 宮川 有衣
16番 西川 友史
3. 欠席 農業委員(3名)
1番 又賀 保 7番 田中 綾 12番 豊田 志摩
4. 出席 農地利用最適化推進委員(20名)
田ノ上武夫 増野 六彦 澤江 浩一 三浦 尚人
田原 勝美 山根 健治 寺戸 康人 領家 耕一
和崎 恒義 潮 好介 椋木 昭雄 豊田 繁雄
中島秀一郎 椋木 孝光 寺戸豊太郎 永見 浩二
河野 正憲 渡邊 豊孝 河野 光好 三浦 和顕
5. 欠席 農地利用最適化推進委員(4名)
澁谷 記幸 野村 浩三 岡崎 定佳 宮内 英之
6. 提出議案
議第184号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第185号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第186号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第187号 農地でないことの確認について
議第188号 農用地利用集積計画の決定について
議第189号 農地等権利移動制限特例区域設定の解除について
議第190号 農地法第3条に規定する下限面積の廃止について
議第191号 益田市農地等権利移動制限特例区域設定申出制度実施要綱の廃止について
議第192号 令和5年度農作業受委託標準料金の設定について
報第158号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第159号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第160号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
7. 議事に参加した職員
石田局長、田中局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、高橋副主任主事
藤本匹見総合地域総務課長補佐

8. 議事の概要

<p>会長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第 32 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(挨拶)</p>
<p>会長</p>	<p>本日の議事録署名者につきましては、8 番の佐原晃子委員、9 番の北條義洋委員、よろしく願いいたします。また、本日の欠席委員は、1 番の又賀保農業委員、7 番の田中綾農業委員、12 番の豊田志摩農業委員、岡崎推進委員、宮内推進委員、野村推進委員、澁谷推進委員です。</p> <p>それでは、議事に入ります。はじめに「議案 184 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 1 番 本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、有田町の田 5 筆 1,907 m²です。譲り渡し事由は、市外に居住しており耕作が困難なため、申請地を譲り渡して耕作してもらうため、譲り受け事由は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
<p>谷本大輔委員</p>	<p>11 番谷本です。現地確認は 2 月 10 日に豊田委員と行いました。申請地は美濃地町から有田町に入ってすぐの所になります。譲受人と譲渡人は〇〇関係にあり、もともと利用権設定を結んでいましたが解約をしてこの度所有権移転を行うものです。譲受人は農業をされており、田んぼもきちんと管理されており特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>本日の 3 条申請は 1 件でございます。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので「議案第 184 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案どおり許可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは「議案第 184 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案どおり許可といたします。 次に「議題 185 号 農地法第 4 条第 1 項の許可申請について」を議題とします。 1 番の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>整理番号 1 番 土地の所在は、中島町の畑 2 筆 441 m²です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします</p>
大畑美里委員	<p>2 番大畑です。現地確認は 2 月 11 日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇の近くで住宅を建てるとのことです。上下水道も完備されており土地改良区の意見書も添付されています。適当であると判断しました。</p>
会長	<p>本日の 4 条申請は 1 件でございます。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>無いようですので「議題 185 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は原案どおり許可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは「議題 185 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は原案どおり許可といたします。 次に「議題 186 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。 1 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、久城町の畑 3 筆 904 m²です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は、個人住宅及び進入路で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。 排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。 資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2 番大畑です。現地確認は 2 月 11 日に又賀委員と行いました。申請地は久城町の〇〇から入った所です。申請は譲受人が個人住宅、道路、水路を設けるため、排水は合併浄化槽を設置するとのこと。適当であると判断しました。</p>
会長	<p>2 番の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>整理番号 2 番 本件は、使用貸借権の設定に係る許可申請です。 土地の所在は、中島町の畑 1 筆 480 m²です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。 排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。 資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2 番大畑です。現地確認は 2 月 11 日に又賀委員と行いました。申請地は中島町の〇〇の近くです。〇〇にあたる方の住宅を建てるとのことで、30 年の契約となっています。排水は合併浄化槽を設置します。土地改良区の意見書も添付されており、適当であると判断致しました。</p>
会長	<p>3 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 3 番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、かもしま北町の畑 1 筆 476 m²です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は、個人住宅兼事務所で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2 番大畑です。現地確認は 2 月 11 日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇の隣です。申請は個人住宅と倉庫、事務所を設置するため上下水道も完備されたところでした。土地改良区の意見書も添付されており、適当であると判断致しました。</p>
会長	<p>4 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 4 番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、かもしま東町の畑 1 筆 299 m²です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>

大畑美里委員	<p>2番大畑です。現地確認は2月11日に又賀委員と行いました。申請地はかもしま東町の〇〇の近くです。申請は宅地造成をするため、上下水道が完備されたところです。適当であると判断しました。</p>
会長	<p>5番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号5番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、かもしま西町の畑 2筆 798㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、貸集合住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については金融機関の融資証明書及び通帳の写しが添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします</p>
大美里畑委員	<p>2番大畑です。現地確認は2月11日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇近くです。申請は貸集合住宅を建築するため、上下水道が完備されたところです。土地改良区の意見書も添付されており、適当であると判断しました。</p>
会長	<p>6番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号6番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、安富町の畑 2筆 1034㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
北條義洋委員	<p>9番北條です。現地確認は2月15日に領家推進委員と和崎推進委員と行いました。申請地は安富町の〇〇がある辺りで家が密集しているところです。水路や道、畔がかなり悪くなっており最近では機械が大型化になっているので、田に入ることも難しく、長い間草刈りのみで維持管理に苦勞されていた場所です。そこへこの度、太陽光発電を設置するものです。隣地の承諾書、土地改良区の意見書も添付されており特に問題ないと思います。</p>
会長	<p>7番の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>整理番号 7 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、飯浦町の田 1 筆 42 m²です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
柳田継男委員	<p>13 番柳田です。現地確認は 2 月 11 日に宮内推進委員と行いました。申請地は飯浦の〇〇で、隣に家も建っています。買い手の方の家に入るのに道が狭いので、この度畑として残っていたところと一緒に買い受けて駐車場として利用するとのこと。隣地の承諾書及び、土地改良区の意見書も添付されており問題ないと思います。</p>
会長	<p>本日の 5 条申請は 7 件でございます。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。</p>
佐原晃子委員	<p>8 番佐原です。6 番の安富町の件ですが、防草対策費として〇〇円計上されていますが、除草剤ではなくて防草シートを張るのでしょうか。排水が悪い所だと周りに影響があるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>ここは益田にはかなり前から入っている〇〇という会社ですが、基本的にこの会社は地面に防水シートを張ってその上に太陽光を置く方式をとっており、排水は地下浸透となっています。また万一問題が生じた場合も近隣の方と相談して解決することとなっていますので特に問題ありません。</p>
佐原晃子委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>その他質問などはありませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それではないようですので、「議題 186 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は原案どおり許可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは「議題 186 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は原案どおり許可といたします。</p> <p>次に「議題 187 号 農地でないことの確認について」を議題とします。</p> <p>1 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番</p> <p>申請地は黒周町の合計 4 筆 1,403 m²です。平成 11 年頃から耕作しておら</p>

	<p>ず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。</p> <p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
谷本大輔委員	<p>11番谷本です。現地確認は2月10日に豊田委員と豊田推進委員と行いました。場所は〇〇の近くで、竹もかなり生えていることから農地への復旧は困難であると判断しました。問題はないと思います。</p>
会長	<p>本日の農地でないことの確認については1件でございます。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>無いようですので「議題 187 号 農地でないことの確認について」は原案どおり許可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>無いようですので「議題 187 号 農地でないことの確認について」は原案どおり許可といたします。</p> <p>次に「議題 188 号 農用地利用集積計画の決定についてについて」を議題とします。</p> <p>今月の農用地利用集積計画は、一括方式での議事参与関係の方が2名おられますが先に通常の利用権設定の新規分について審議し、そのあと一括方式の議事参与案件について審議します。</p> <p>それでははじめに8番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号8番</p> <p>申請地は、桂平町の田2筆 6,175㎡です。</p> <p>10年の賃貸借権設定です。</p>
会長	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
豊田繁雄推進委員	<p>二条地区推進委員の豊田です。現地確認は2月17日に谷本委員と行いました。この件は、従来借りていた方が〇〇のため解約させてほしいということになり、新しく借受人にお願いすることになりました。土地の持ち主は〇〇在住ですが土地は二条にあり、〇〇で苺の栽培をされるとのことです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>只今、事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p>
会長	<p>無いようですので8番については許可とします。</p> <p>次に一括方式2番.3番の審議を行います。</p> <p>〇〇委員は退出をお願いします。</p>

会長	<p>※〇〇委員退出</p> <p>2 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>一括方式整理番号 2 番</p> <p>申請地は大谷町の田 1 筆 1,753 m²です。</p> <p>5 年 1 ヶ月の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
寺戸康人推進委員	<p>真砂地区推進委員の寺戸です。野村推進委員が欠席のため代わりに説明します。現地はこれまで耕作していた方が高齢で耕作することができなくなったので所有者の隣地を耕作している譲受人が作られることになったものです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>3 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>一括方式整理番号 3 番</p> <p>申請地は、大谷町の田 1 筆 686 m²です。</p> <p>5 年 1 ヶ月の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします</p>
寺戸康人推進委員	<p>真砂地区の寺戸です。現地は先ほどの 2 番で説明した田を〇〇さんが耕作することになったので、これまで自分で耕作していた田を隣地の所有者である借受人が耕作されることになりました。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>只今、事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p>
会長	<p>無いようですので 2 番、3 番については許可とします。</p> <p>※〇〇委員入室</p> <p>次に一括方式 14 番、15 番の審議を行います。</p> <p>〇〇委員は退出をお願いします。</p> <p>※〇〇委員退出</p> <p>14 番と 15 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 14 番 15 番については借り手が同じなので一括します。</p> <p>申請地は、匹見町澄川の田 3 筆 2,942 m²です。</p> <p>10 年 10 ヶ月の使用貸借権設定です</p>
会長	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします</p>

渡邊豊孝推進 委員	<p>匹見地区の渡邊です。14 番については昨年まで自分で耕作していましたが本年度から中間管理事業を使い、借受人にお願いしたいとのことです。15 番については所有者が県外に居住しており 14 番と同様に借受人に耕作をお願いしたいとのことです。特に問題はありません。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>只今、事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>無いようですので 14 番、15 番については許可とします。</p> <p>※〇〇委員入室</p> <p>次にはじめに戻りまして 1 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>一括方式整理番号 1 番 申請地は、高津二丁目の田 1 筆 2,718 m²です。 4 年 10 ヶ月の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします</p>
須藤寿人委員	<p>3 番の須藤です。この場所は〇〇さんが高齢となり耕作することができなくなったので、この度中間管理事業を使って借受人に耕作をお願いするとのことです。借受人は元々今度受ける田んぼの周りもかなり作っておられ特に問題はないと思います。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>8 番と 9 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 8 番 9 番については借り手が同じなので一括します。 申請地は、美濃地町の田 4 筆 7,563 m²です。 6 年 10 ヶ月の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
中島秀一郎推 進委員	<p>美濃地区推進委員の中島です。8 番はこれまで相対契約を結んでおられましたが、この度中間管理事業を使うとのことです。9 番は所有者が高齢となり耕作することができなくなったので、8 番と同様に中間管理事業を使って借受人に耕作をお願いするとのことです。特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>10 番と 11 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 10 番 11 番については借り手が同じなので一括します。 申請地は、美濃地町の田 5 筆 8,147 m²です。 4 年 1 ヶ月の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>

中島秀一郎推進委員	美濃地区推進委員の中島です。この件は10番11番同様に高齢で耕作することができなくなったので、借受人にお願いすることになったものです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。
会長	<p>只今一括方式の新規設定の説明がありました。議事参与制限の案件については既に承認をいただいております。それ以外の案件で事務局の説明、担当地区委員の調査報告を聞き、お気づきの点等ありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので、「議題188号 農用地利用集積計画の決定について」は許可とさせていただきます。 続きまして「議題189号 農地等権利移動制限特例区域設定の解除について」を議題といたします。 1番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号1番 土地の所在は、東町の畑1筆178㎡です。 住宅に付属する農地として、特例区域の設定を令和3年4月に行ったものです。 ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします
大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は2月11日に又賀委員と行いました。建物に隣接しており、譲り受けて管理をしたいということで所有者は〇〇に自宅があり今後住む予定がないということで譲り渡したとのこと。きちんと管理されており問題はないと思います。
会長	2番の説明をお願いします。
事務局	<p>整理番号2番 土地の所在は、美都町笹倉の畑2筆674㎡です。 住宅に付属する農地として、特例区域の設定を令和3年5月に行ったものです。 ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
佐原晃子委員	8番佐原です。現地確認は2月16日に田中委員と寺戸推進委員と行いました。 現に耕作されており問題はないと思います。
会長	3番の説明をお願いします。
事務局	<p>整理番号3番 土地の所在は、川登町の田3筆 合計659㎡です。 住宅に付属する農地として、特例区域の設定を令和3年6月に行ったものです。</p>

	ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
豊田浩委員	14番豊田です。現地確認は2月11日に岡崎推進委員と行いました。この案件は昨年からの継続事項できちんと管理されており問題はないと思います。
会長	4番の説明をお願いします。
事務局	整理番号4番 土地の所在は、久々茂町の畑1筆 115㎡です。 住宅に付属する農地として、特例区域の設定を令和3年7月に行ったものです。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします
御神本康一委員	6番御神本です。現地確認は2月9日に野村推進と行いました。場所は〇〇の隣できちんと管理されており問題ないと思います。
会長	5番の説明をお願いします。
事務局	整理番号5番 土地の所在は、美都町宇津川の畑1筆 517㎡です。 住宅に付属する農地として、特例区域の設定を令和3年10月に行ったものです。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
佐原晃子委員	8番の佐原です。現地確認は2月16日に河野推進委員と行いました。草刈りをしてきちんと保全管理されており問題はないと思います。
会長	6番の説明をお願いします。
事務局	整理番号6番 土地の所在は、土井町の畑1筆 111㎡です。 住宅に付属する農地として、特例区域の設定を令和3年12月に行ったものです。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします
大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は2月11日に又賀委員と行いました。場所は〇〇の近くです。〇〇さんの土地、建物とも隣接しておりきちんと管理されていて問題ないと思います。
会長	7番の説明をお願いします。
事務局	整理番号7番

	<p>土地の所在は、喜阿弥町の畑 2 筆 2,349 m²です。 耕作条件不利農地として、特例区域の設定を令和 3 年 12 月に行ったものです。 ご審議のほどよろしく願います。</p>
会長	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします</p>
柳田継雄委員	<p>13 番柳田です。現地確認は 2 月 17 日に宮内推進委員と行いました。2 枚ともきれいに草刈りをして管理されており問題はないと思います。</p>
会長	<p>8 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 8 番 土地の所在は、木部町の畑 1 筆 138 m²です。 住宅に付属する農地として、特例区域の設定を令和 4 年 1 月に行ったものです。 ご審議のほどよろしく願います。</p>
会長	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします</p>
大庭清委員	<p>5 番大庭です。現地確認は 2 月 17 日に三浦推進委員と行いました。草刈りをしてきちんと管理されており問題ないと思います。</p>
会長	<p>9 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 9 番 土地の所在は、久城町の畑 1 筆 131 m²です。 住宅に付属する農地として、特例区域の設定を令和 4 年 2 月に行ったものです。 ご審議のほどよろしく願います。</p>
会長	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします</p>
大畑美里委員	<p>2 番大畑です。現地確認は 2 月 11 日、又賀委員と行いました。場所は〇〇から入ったところで〇〇の隣です。購入された土地と隣接しておりきちんと管理されており問題ないと思います。</p>
会長	<p>本日の特例区域設定の解除は 9 件でございます。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p>
会長	<p>無いですので「議題 189 号 農地等権利移動制限特例区域設定の解除について」は原案どおり許可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p>
会長	<p>無いですので「議題 189 号 農地等権利移動制限特例区域設定の解除について」は原案どおり許可といたします。 続きまして、「議題 190 号 農地法第 3 条に規定する下限面積の廃止につい</p>

事務局	<p>て」及び「議題 191 号 益田市農地等権利移動制限特例区域設定申出制度実施要綱の廃止について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p> <p>(事務局より説明)</p>
会長	<p>只今事務局より説明がありましたが、質問やお気づきの点などありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p>
会長	<p>無いようですので議題「190 号 農地法第 3 条に規定する下限面積の廃止について」及び「議題 191 号 益田市農地等権利移動制限特例区域設定申出制度実施要綱の廃止について」は承認といたします。 続きまして、「議題 192 号 令和 5 年度農作業受託標準料金の設定について」を議題とします。 事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局より説明)</p>
会長	<p>只今事務局より説明がありましたが、質問やお気づきの点などありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p>
会長	<p>無いようですので「議題 192 号 令和 5 年度農作業受託標準料金の設定について」は承認といたします。 続きまして報告事項をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは報告事項の説明をさせていただきます。</p> <p>報第 158 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について 届出件数は、13 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 3 件となっています。</p> <p>報第 159 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について 届出件数は、9 件です。解約理由は、1 番は病気等で労力不足のため、2 番から 4 番は高齢化等による労力不足のため、5 番から 8 番は賃貸借から使用貸借へ契約変更するため、9 番は中間管理事業利用のためそれぞれ賃貸借の合意解約が成されたものです。</p> <p>報第 160 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について 届出件数は 4 件です。解約理由は、1 番は農地の贈与のため、2 番 3 番は営農に専念することができなくなったため、4 番は農地転用許可申請のため、それぞれ合意解約がなされたものです。 報告は以上でございます。</p>
会長	<p>ただいま事務局の方から報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p>

それではないようですので、第 32 回総会を終わりたいと思います。
どうもありがとうございました。